

意見書案第5号

神奈川県に私学助成の拡充を求める意見書

このことについて、綾瀬市議会会議規則第14条第1項の規定により、次のとおり提出する。

令和5年12月15日提出

提出者	綾瀬市議会議員	齊	藤	慶	吾
賛成者	同	上	田	博	之
同	同	橘	川	佳	彦
同	同	古	郡	敏	正
同	同	岡		徳	行
同	同	三	谷	小	鶴

神奈川県に私学助成の拡充を求める意見書

今年度、県内の私立学校に対する生徒一人当たりの経常費補助額は増額され、また県内の私立高校生への授業料補助額は、15歳以上23歳未満の子供3人以上の家庭に対しては年収800万円未満の世帯まで等の補助制度が継続され、学費負担の公私間格差の是正が進み、中学生の高校選択の幅が広がった。

しかし、授業料補助は補助対象が授業料に限定されているため、生活保護世帯でも施設整備費等の負担額が年間約27万円残される。

近隣の都県、例えば年収910万円未満世帯まで授業料実質無償化を実現している東京都、年収500万円未満世帯まで施設費等を含めた学費無償化を実現している埼玉県と比べると、神奈川県の制度は見劣りしており、私立学校に通う児童生徒の保護者負担を軽減し、私立学校の教育条件を向上させ、全ての子供たちの学ぶ権利を保障するためには、私学助成を一層拡充していくことが最重要課題であると考ええる。

よって、県においては、令和6年度予算において私学助成の拡充を図るよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月15日

綾瀬市議会議長 古市 正

神奈川県知事 あて

(提案理由)

私学助成の拡充を求めるため、神奈川県知事に意見書を提出いたしたく提案するものであります。